

山鹿市不妊治療費助成事業実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和8年6月17日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市不妊治療費助成事業実施要領の一部を改正する要領

山鹿市不妊治療費助成事業実施要領の一部を次のように改正する。

第6条中の「助成金の交付の決定をし」を「山鹿市不妊治療費助成金交付決定及び額の通知書により」に改め、「その旨を通知するものとする。」の次に「助成金を交付しないと決定したときは、山鹿市不妊治療費助成金不交付決定通知書により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。」を加える。

附 則

この要領は、令和8年6月17日から施行し、改正後の第6条の規定は、令和8年4月1日から適用する。